

市税の納税通知書

震災で送付が遅れている平成23年度の各市税の納税期についてお知らせします。

対象となる市税	期別	変更となる納期限	税務証明書 発行開始年月日
平成23年度分 個人市・県民税(普通徴収)	第1期	平成23年9月30日	平成23年9月1日
	第2期	平成23年11月30日	
	第3期	平成24年1月31日	
	第4期	平成24年4月2日	
平成23年度分 固定資産税、都市計画税	第1期	平成23年10月31日	平成23年10月1日 (予定)
	第2期	平成24年1月4日	
	第3期	平成24年2月29日	
	第4期	平成24年4月2日	
平成23年度分 軽自動車税		平成23年8月1日	平成23年7月12日
平成23年度分 個人市・県民税(特別徴収)納期限延長	平成22年度10回目以降の納期限を3カ月延長しています。また平成23年度1回目の納期限も、7月から10月に延長しています。		

◇納付忘れはありませんか？

平成23年2月28日納期の平成22年度の固定資産税4期、後期高齢者医療保険料8期、介護保険料6期、市県民税随期、法人市民税2月分の督促状について、震災の影響により発送を先延ばしとしていましたが、改めて8月19日(金)に発送します。納付忘れの場合は、早めに最寄りの金融機関もしくは市役所3階税務課および各総合支所・各支所(稲井、荻浜を除く)窓口で納付していただくようお願いします。また、震災等により納付書を紛失された方は、税務課までご連絡願います。

☎ 税務課収納管理室(内線3145~3148)

震災に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

震災により被災した世帯で、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となります。

申請には、減免理由によって必要な書類、印鑑を持参して申請してください。

減免理由	減免割合	申請に必要な添付書類
① 主たる生計維持者が死亡した場合	全額	死亡診断書、死体検案書等
② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	全額	医師の診断書
③ 主たる生計維持者が障害者となった場合	全額	身体障害者手帳等
④ 主たる生計維持者が行方不明となった場合	全額	行方不明であることを理由として、災害給付等の支給を受けたことが分かる書類の写し等
⑤ 主たる生計維持者以外の世帯員が行方不明となった場合	行方不明者に係る保険税の全額	
⑥ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかで10分の3以上の減少が見込まれる場合 ※非自発的失業者の軽減措置に該当する方は減免の対象外となります。(国保税のみ)	減少する割合と前年所得に応じて10分の2から全額	被災証明書と主たる生計維持者の前年の収入の種類、収入金額および所得金額がわかる書類ならびに世帯に属する全ての被保険者の前年の所得がわかる書類
⑦ 住居が全壊した場合	全額	り災証明書
⑧ 住居が大規模半壊または半壊した場合	半額	
⑨ 福島原発の事故により避難指示等の対象となっている場合	全額	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

※③は後期高齢者医療保険料の方は減免対象外です。

◎次の要件に該当する方は申請の必要がありません。

- ・①から④および⑨の理由で既に医療機関受診時の一部負担金免除証明書の交付を受けた方
- ・⑦、⑧に該当する方(本市のり災証明書の交付を受けている方)ただし、⑧に該当する方で他の理由に該当する方は申請が必要となります。

【減免申請受付】 平成22年度分 8月8日(月)から 平成23年度分 9月16日(金)から

【減免適用期間】 ・国民健康保険税 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険税額のうち、平成22年度分(平成23年3月分)と平成23年度分の保険税が対象となります。

・後期高齢者医療保険料 平成23年3月11日から平成24年3月31日までに到来する納期に納付すべき保険料額のうち、平成22年度第9期分(平成23年3月納期分)と平成23年度分の保険料が対象となります。

※減免の適用を受けた方で、すでに納付済みの保険税・保険料がある場合は還付の通知を後日送付します。

☎・☎ 保険年金課(内線2337・2338・2339・2342) ・各総合支所市民生活課

被災された国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

7月からの病院受診時には、一部負担金等免除証明書が必要です。手続きはお済みですか？

引き続き申請受付を行っていますので、対象の方でまだ手続きを行っていない方は、早めに手続きをお願いします。

また、次の方についても手続きが必要です。

①雇用(失業)保険の受給が終了した方

免除を申請する理由の「大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入が無いため」に該当する方については、雇用(失業)保険受給中は対象になりませんが、受給期間が終了した場合には、免除の対象となります。

②公費負担医療を受けている方

重・中度心身障害者医療費助成や子ども医療費助成などの公費負担医療を受けている方で一部負担金等の免除に該当する方は、免除が優先となります。

③マル学保険証を使用している方

大学などに修学するため他市町村に住所を有しているが、石巻市の国民健康保険に加入している方(マル学)は、扶養義務世帯の被災状況に基づき認定を行うこととなります。

※すでに交付を受けている方は、破棄・紛失・破損等に注意してください。

☑・☒ 保険年金課(内線2345・2349・2343)・河北・河南・桃生・北上・牡鹿総合支所市民生活課

限度額適用認定証等の更新は8月3日(水)から受け付けします

○国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の方が入院した場合、「限度額適用認定証」(70歳から74歳の方で市民税非課税の世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、入院時の医療費の減額などを受けることができます。

現在認定証をお持ちの方は有効期限が7月31日までですので、改めて手続きが必要になります。

持参するもの ・印鑑(認め印) ・国民健康保険証

・入院日数のわかる領収書など

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方で認定期間中に90日以上入院された方のみ)

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療被保険者証をお使いの方(世帯全員が市民税非課税の方)が入院した場合、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示することで、入院時の医療費および食事代の減額などが受けられます。入院の際には認定証が必要ですので申請してください。

持参するもの ・印鑑(ゴム印を除く) ・後期高齢者医療被保険者証

・入院日数のわかる領収書など

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方で認定期間中に90日以上入院された方のみ)

なお、7月31日が有効期限の認定証をお持ちの方で、8月1日以降も認定要件を満たしている方には、8月上旬に新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します。8月以降に医療機関に入院の際には、保険証と一緒に医療機関の窓口へご提示ください。

○後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)は、8月1日が更新日になっています。新しい保険証は、7月下旬に郵送していますが、避難中などの理由により、保険証が届いていない場合はお問い合わせください。

また、今回の更新に伴い、保険証の色が、これまでの緑色からオレンジ色に変わります。8月1日以降に病院・薬局等医療機関で受診される際には、オレンジ色の保険証を忘れずに提示してください。

☑・☒ 保険年金課(内線2345・2349・2343)・各総合支所市民生活課・各支所

児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成などの更新手続きを忘れずに

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成を受けている方は、毎年1回現況届(所得状況届)の提出が必要です。

該当する方には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。

(手続きされない場合は、手当を受給できなくなったり、受給資格を失ったりする場合があります)

受付期間 8月12日(金)から26日(金)までの間の指定された日

(土日は除く)

受付会場 通知書に記載された会場となりますので、確認願います。

※これから新たに申請する方は、随時受け付けます。

☑ 子育て支援課(内線2512・2513・2514)・各総合支所保健福祉課

今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、4月から7月までの4カ月分を8月11日(木)に指定の口座へ振り込みます。

結核・肺がん検診(石巻地区のみ)

対象者 40歳以上の方

8月11日(木)から実施します。申し込みされた方には、順次検診票を送付しますので、日程等を確認の上、受診してください。対象者で申し込みをしていない方でも、直接、会場にお出でいただければ受診できます。

保健区	とき	ところ	受付時間
渡波	11日(木)	澤田会館	10:00~10:30
		折立ポンプ置場	11:00~11:20
		マルカ産業(志ノ畑)	13:30~13:50
	12日(金)	流留集会所	10:00~11:00
		三楽そろばん(垂水町)	13:30~14:30
	23日(火)	黄金浜会館前	10:00~11:00/13:30~14:30
24日(水)	創価学会石巻平和会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00	
25日(木)	渡波小学校	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00	
釜・大街道	18日(木)	青葉会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	19日(金)	本草園会館	10:00~11:00
		創価学会石巻文化会館	13:30~14:30
	22日(月)	ヨークベニマル大街道店	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
26日(金)	やまや大街道店裏駐車場	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00	
石巻	29日(月)	総合体育館第二駐車場(北罎山墓地北側)	9:30~11:00/13:30~14:30
	30日(火)	日和山会館	10:00~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00
	31日(水)	保健相談センター	10:00~11:00
		市図書館	13:30~14:30
	9月5日(月)	中央公民館	9:30~11:00/13:30~14:30/18:00~19:00

問 健康推進課(内線2413)

子宮がん検診(石巻地区のみ)

対象者 20歳以上の女性

8月8日(月)から実施します。

申し込みされた方には、順次検診票を配布しますので、検診期間・指定医療機関を検診票で確認の上、受診してください。対象者で申し込みしていない方でも、ご連絡いただければ検診票をお送りします。

※対象年齢は平成24年3月31日現在を基準としています。

問 健康推進課(内線2414)

子宮頸がん予防接種

子宮頸がん予防ワクチンの全国的な供給不足のため、接種の差し控えが行われていましたが、ワクチンの供給量が確保され、接種が可能となりました。

ワクチン接種対象者の中学1年生から高校2年生の女子の方で接種を希望される方は、指定医療機関に予約の上、接種してください。

なお、1回目の接種は、9月30日までに終了されますようお願いいたします。(年度内に3回接種が完了できなくなります)

問 健康推進課(内線2415)

ご自身の心をケアしましょう 講演「震災後の心のケア」と心と体のほぐし「タッピングタッチ」

震災による心のケアについて、専門の先生から具体的なお話を聞くことができます。

また、心と体の緊張をほぐすケアの実践をします。ぜひ、ご参加ください。

とき 8月19日(金)13:30~15:30 ところ 保健相談センター 3階講義室 定員 150人

講師 こだまホスピタル副院長 虎岩 武志先生 ところの相談室マインドケア主宰 志摩 茂子先生

申・問 健康推進課 ☎94-9132

とき	ところ	担当	問
8月12日(金) 13:30~	河北総合支所	大江加寿子先生	河北 保健福祉課 ☎62-2117
8月25日(木) 13:00~	市役所2階 相談室A	今野 廣子先生	健康推進課 ☎94-9132
8月26日(金) 13:00~	河南母子健康センター	樋口 広思先生	河南 保健福祉課 ☎72-2094

✦医師による心の相談 8月24日(水)13:30~16:00 保健相談センター

問 東部保健福祉事務所 ☎95-1431

✦ところの電話相談(平日) 10:00~16:00 ☎94-9131・☎94-9132

✦仙台いのちの電話(24時間年中無休) ☎022-718-4343

毎月10日「自殺予防いのちの電話」(8:00~翌朝8:00) ☎0120-738-556

情報プラザ休館のお知らせ

このたびの震災により、平成23年度に予定していた事業の中止および休館についてお知らせします。

利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

なお、ISP業務（インターネット外部接続サービス）については、例年どおりの利用更新手続きができない状況にありますが、更新手続きを行わなくても利用できる状況となっています。（更新利用者の平成23年度使用料は、全額免除となります）

☎ 情報政策課 情報プラザ担当(内線4268)

もうすぐお盆です

お盆は、マイカーで墓参される方が多く、石巻霊園内の道路が大変混雑します。駐車禁止区域への駐車は避けて、管理事務所前にある駐車場をご利用ください。なお、駐車禁止区域外の路上は全区域「片側駐車」となります。

☎ 霊園行き無料バス 8月13日(土)・14日(日)

※無料バスは、時刻表をご確認の上、ご利用ください。

時刻表

(行き)

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
石巻駅前	6:00	7:40	9:20	11:00	13:30	15:10
中央三丁目	6:05	7:45	9:25	11:05	13:35	15:15
住吉町	6:07	7:47	9:27	11:07	13:37	15:17
㈱ミヤコーバス石巻営業所	6:08	7:48	9:28	11:08	13:38	15:18
大橋通り	6:09	7:49	9:29	11:09	13:39	15:19
開北橋	6:10	7:50	9:30	11:10	13:40	15:20
霊園ロータリー前	6:15	7:55	9:35	11:15	13:45	15:25
3-4区墓域前	6:25	8:05	9:45	11:25	13:55	15:35

(帰り)

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
3-4区墓域前	7:05	8:45	10:25	12:05	14:35	16:15
霊園ロータリー前	7:15	8:55	10:35	12:15	14:45	16:25
開北橋	7:20	9:00	10:40	12:20	14:50	16:30
大橋通り	7:21	9:01	10:41	12:21	14:51	16:31
㈱ミヤコーバス石巻営業所	7:22	9:02	10:42	12:22	14:52	16:32
住吉町	7:23	9:03	10:43	12:23	14:53	16:33
中央三丁目	7:25	9:05	10:45	12:25	14:55	16:35
石巻駅前	7:30	9:10	10:50	12:30	15:00	16:40

☎ 環境課(内線3363・3364)

人権擁護委員による無料人権相談

8月	2日(火)	午前10時 ～午後3時	桃生公民館
	3日(水)		特別養護老人ホーム「雄心苑」地内
	5日(金)		市役所2階相談室A・B

☎ 法務局石巻支局 ☎22-6188

郵便物の転送手続き

最寄りの郵便事業株式会社支店または郵便局に備え付けの転居届のはがきに、必要事項を記入押印し、最寄りの郵便事業株式会社支店または郵便局窓口に、本人を確認できる書類（運転免許証、各種健康保険証など）と一緒に提出してください。

引っ越し後1年間は旧住所宛の郵便物が新住所に無料で転送されます。1年後、再度転居届を提出すれば更新可能です。

インターネットでの手続き

<http://welcometown.post.japanpost.jp>

※申し込みの際は、Eメールアドレスが必要(携帯電話のメールアドレスは不可)

※本人確認のため、届出人の携帯電話機が必要(PHS不可) ☎ 郵便事業株式会社 石巻店 ☎95-5020

生命保険協会から

家屋等の流出・焼失により生命保険に関する手掛かりがない方のために、生命保険協会に加盟する全ての生命保険会社（47社）に対し、ご契約の有無に関する調査を依頼する災害地域生保契約照会センターを運営しています。加入している生命保険会社が不明な場合は同センターまでご連絡ください。全ての生命保険会社におけるご契約の有無を調べることができます。

災害地域生保契約照会センター ☎0120-001731

(開設は平日午前9時～午後5時)

なお、このたび法務省より、被災された方でご遺体が発見されていない方についての死亡届の取り扱いが公表されています。

生命保険会社は、この取り扱いを受け、保険金の支払いの準備をしています。ご不明な点をご加入の生命保険会社にお問い合わせください。

「群読会～声をきかせて～」を開催します。

とき 8月7日(日)午後3時15分～4時

ところ 図書館1階

皆さまのご来館をお待ちしています。

☎ 図書館 ☎93-8635

かなんクロスカントリー大会中止について

震災の影響により、今年度のかなんクロスカントリー大会は中止となりましたので、ご了承ください。

☎ 遊楽館 ☎72-3561

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

次回発行は8月15日の予定です。

編集／発行 石巻市企画部秘書広報課(内線4025)

印刷／樹松弘堂